

別紙 1

社会福祉施設・福祉サービス提供事業所等向け相談窓口

新型コロナウイルス感染症に関して、県が所管する社会福祉施設・福祉サービス提供事業所等が適切に対応することによって、利用者の方が安全・安心に生活又は利用できるよう相談窓口を設置しました。

受付時間（平日：午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分）

【相談窓口】

施設種別	県 庁	電話番号	ファックス番号
救護施設	地域福祉課 (生活保護グループ)	0 8 5 2 - 2 2 - 5 2 3 4	0 8 5 2 - 2 2 - 5 4 4 8
高齢者関係施設・事業所	高齢者福祉課 (介護サービス指導グループ)	0 8 5 2 - 2 2 - 5 3 0 1	0 8 5 2 - 2 2 - 5 2 3 8
児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設）、自立援助ホーム、ファミリーホーム	青少年家庭課 (児童福祉グループ)	0 8 5 2 - 2 2 - 6 2 6 8	0 8 5 2 - 2 2 - 6 0 4 5
認可外保育所（松江市・海士町を除く）※	子ども・子育て支援課 (保育支援グループ)	0 8 5 2 - 2 2 - 5 2 4 4	0 8 5 2 - 2 2 - 6 1 2 4
障がい児・者施設、障害福祉サービス事業所（計画相談のみを行っている相談支援事業所を除く）	障がい福祉課 (自立支援給付グループ)	0 8 5 2 - 2 2 - 5 2 3 9	0 8 5 2 - 2 2 - 6 6 8 7

※認可保育所、認定こども園、松江市・海士町の認可外保育所、その他教育・保育施設については、所管の市町村にご相談ください。